

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500791号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500235号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年1月20日から同年3月21日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和37年1月20日から同年3月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和37年1月20日から同年3月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年1月20日から同年3月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険加入記録が無いが、当該期間は、C県で新たにD部門を立ち上げるため、本社から当該部門を管轄するB支店に赴任し、約1か月間の研修を受けた後、同支店E出張所において勤務していた期間である。

請求期間について、A社に継続して勤務していたことは間違いのないので、当該期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る従業員名簿の写し、同社の回答並びに請求者から提出された給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票により、請求者は、請求期間において同社B支店に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録における請求者の昭和36年12月の標準報酬月額、及び前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500616号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500236号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日について、昭和29年9月1日を同年8月21日に訂正し、昭和29年8月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

昭和29年8月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和29年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年8月21日から同年9月1日まで

年金記録を確認したところ、B社C支店(現在は、D社)からA社に転勤した際、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

昭和29年8月頃、B社C支店で私が従事していた業務が、A社に移管されたことに伴い、同僚と共にA社に異動し、請求期間は同社に勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日を、昭和29年9月1日から同年8月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳の記載状況、複数の元同僚の回答及び元同僚から提出されたB社からA社への転勤辞令から判断すると、請求者は、B社C支店及び同事業所の関連会社であったA社に継続して勤務し(昭和29年8月21日にB社C支店からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和29年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和31年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は連絡先が不明であるほか、請求期間当時の代表取締役も「請求期間当時の状況は、不明である。」旨回答していることから、請求期間における請求者に係る届出や保険料納付について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500667号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500237号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日について、昭和39年8月1日を同年5月21日に訂正し、昭和39年5月から同年7月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和39年5月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年5月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

昭和37年10月からC社のD支店に配属となり、昭和39年12月頃にE社に転勤するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間は、C社から、同社とF社が設立したA社に出向していた期間に当たる。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

複数の元同僚の陳述及び複数の元同僚に係る雇用保険記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所ではなかったが、商業登記簿謄本を見ると、同社は、同年5月21日に設立されているほか、雇用保険の記録によると、同社は、同年5月21日に新たに雇用保険の適用事業所となっている上、請求者と同様に、同年8月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している30人のうち、7人が同年5月21日にA社で雇用保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、同社は、請求期間の始期である同年5月21日の時点において、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていたものと推認できる。

さらに、請求期間において、請求者と一緒に勤務していたとする複数の元同僚は、「請求期間の前後を通じ、C社D支店及びA社の従業員に係る給与計算事務は、C社(本社)が一括して行っていた。請求期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求者も当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年5月21日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の厚生年金保険の記録により、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該期間において、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていながら、適用事業所となっていなかったことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500847号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500077号

第1 結論

昭和48年9月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年9月から昭和51年9月まで

私は、昭和48年8月末に会社を退職した後に、自分自身の責任感から、国民年金の任意加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、私が毎月、銀行及びA県B市役所の窓口で納付していた。昭和49年*月に長男及び昭和51年*月に二男を出産し、産後で銀行や市役所に行けなかったときは、夫に納付を依頼していたかもしれない。

請求期間当時、小さな子供を連れて銀行や市役所に出向いて国民年金保険料を納付したこと、また、近所に住んでいた友人から、「あなたは、毎月、健気に納付してよくやるわね。」と言われたことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和48年8月末に会社を退職後、国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求期間当時、請求者の夫は被用者年金制度の被保険者であることから、その配偶者である請求者は、国民年金の任意加入対象者となり、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することになり、加入手続によって国民年金手帳記号番号が払い出されることとなる。そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月25日にB市において払い出されており、請求者が所持する年金手帳を見ると、国民年金の被保険者となった日の欄の先頭には、請求期間直後の昭和51年10月18日に任意加入したことが記載されていることが確認でき、このことと、昭和48年9月頃に国民年金に任意加入したとする請求者の陳述とは符合しない。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の資格取得欄の先頭には、昭和51年10月18日に届出がなされ任意加入により国民年金被保険者となったことが記載されており、昭和51年度10月以降の納付記録は確認できるが、同年度検認記録の9月以前の欄には、国民年金の未加入期間を示す斜線が記されている。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)においても、最初の国民年金被保険者資格の取得年月日欄には昭和51年10月18日に任意加入により国民年金被保険者となったことが記録されており、保険料に関する記録欄に昭和51年度10月以降の納付記録は確認できるが、同年度の9月欄には「ここまで納不要」のゴム印が押されている。

これらのことを踏まえると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間の国民年金保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、

社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の当時の住所地であるB市で払い出された国民年金手帳記号番号を視認により縦覧調査したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500850号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500233号

第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月頃から平成7年4月頃まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間について、被保険者記録が無いことが分かった。

A社には、阪神・淡路大震災が起こる3か月程前の平成6年10月頃から平成7年4月頃まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社員名簿、同社の回答及び元同僚の陳述から判断すると、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該社員名簿には、請求者の入社日が請求者の主張とは異なる平成7年1月10日と記されており、退職日が記されていないところ、A社の事業主は、「入社日については、試用期間があった。」旨陳述しているものの、同社は、「提出した社員名簿以外に資料が無く、請求者の勤務期間については不明である。」旨回答している上、請求期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の者に照会したが、請求者の勤務期間を覚えている者はおらず、同社における請求者の勤務期間を特定することができない。

また、請求者は、A社では、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、同社は、「請求者は、正社員ではなく、社会保険に加入していない外注扱いの社員だったので、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している上、請求者が控除されていたとする厚生年金保険料額は、請求者が支給されていたとする給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とは相違しており、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたこととはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500656号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500234号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年1月から平成18年9月まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、直前の38万円から16万円に大幅に下がっている。

請求期間の給与明細書は残っていないが、給与額が大幅に減少した記憶はないので、当該期間の標準報酬月額を直前の標準報酬月額である38万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所であるが、被保険者は0人である上、同社に係る商業登記簿において、代表取締役は二人確認できるものの、一人は既に亡くなっており、残る一人は所在を特定できない。

また、A社の取締役は、「請求期間当時の賃金台帳等の関係資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している。

さらに、オンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者に照会したところ、回答のあった二人は、自身の当時の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、同社における給与支給及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、請求期間当時のA社の顧問税理士は、「A社からの受託業務に係る関係資料は一切残っていないため、請求者の請求期間に係る報酬月額については分からない。また、社会保険事務は受託していなかった。」旨陳述している。

また、オンライン記録を見ると、請求者の請求期間における標準報酬月額の記録について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない上、B年金事務所から提出された請求者に係る平成18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を見ても、当該届書に記載された内容は、請求者のオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500746号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500238号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月21日から昭和42年2月5日まで

昭和39年10月から昭和45年8月までの期間、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社に勤務していた当時、勤続表彰を受けており、その表彰状を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年10月から昭和45年8月までの期間、継続してA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の初回の厚生年金保険被保険者期間が記載されている欄に、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」印が確認できる上、請求者の雇用保険記録を見ると、請求者の同社における2回目の厚生年金保険被保険者期間に対応した、昭和42年2月1日から昭和45年8月25日までの期間に係る被保険者記録が有るが、それ以前の期間について、同社での被保険者記録は見当たらない。

また、B社は、「請求期間当時の資料が残っていないため、請求期間当時の状況は不明である。」旨回答しており、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、請求期間当時のA社の事業主のほか、複数の元同僚は、いずれも、「請求者を覚えているが、請求者の具体的な勤務期間は分からない。」旨回答しており、請求者が請求期間に同社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

加えて、請求者のA社における2度目の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日(昭和42年2月5日)に被保険者資格を取得し、同社で社会保険事務担当者であったとする者は、「私は、昭和41年8月にA社に入社後、昭和42年2月に厚生年金保険に加入する際、自身の被保険者資格取得手続と一緒に請求者に係る資格取得手続を行った。また、厚生年金保険に加入するまでの期間は、自身の給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。同社では、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

なお、請求者は、「C制度 会長」及び「A社 代表取締役」の連名により、「勤続満六ヶ年に涉り職務に精勵」した旨記載された昭和45年1月1日付けの表彰状を提出しており、さらに、「A社に入社した昭和39年10月から昭和45年1月1日までの期間だけでは勤続6年に満たないが、同社の前に勤務していたD社の事業主は、A社の実質的な事業主であったので、D

社に勤務していた期間を含めて、一緒に表彰してくれたのではないかと思う。」旨陳述している。

しかし、A社の元同僚は、「請求期間当時は、A社の実質的経営者であった者が、表彰対象者をC制度に推薦していたようである。」旨陳述しているところ、請求期間当時に同社の実質的経営者であったとされる者は既に死亡しており、勤続表彰の基準及び「勤続満六ヶ年」の具体的な期間について確認することはできない。

また、B社及び請求期間当時のA社の事業主は、「C制度、勤続表彰の基準及び請求者の表彰状に記載されている『勤続満六ヶ年』の具体的な期間については、全く分からない。」旨回答している。

さらに、C制度との関連性がうかがわれるE社に照会を行ったところ、同社は、「現在、当社にC制度という制度は無く、かつて同制度が存在したかどうか不明である。また、表彰状に記載されているC制度の会長名は、当社の代表取締役だった者と同じであるが、同人は既に死亡しており、同人の名前で表彰状が交付された経緯は不明である。」旨回答している。

これらのことを踏まえると、請求者から提出された表彰状に記載されている「勤続満六ヶ年」が、請求期間を含むか否かについて、不明であると判断せざるを得ない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。